専門教育に関する教科	家庭	消費生活
		リビングデザイン
		栄養
	福祉	社会福祉制度
		食品衛生
普通教育に関する教科	国語	現代文
専門教育に関する教科	工業	電気機器
		ソフトウェア技術
	情報	ネットワークシステム
		モデル化とシミュレーション

平成二十三年四月十五日から同月二十日まで

○農林水産省告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字魚尾字表岩九三九の一、九三九の二、九四〇、甲九四一、乙九四二、大字神ヶ原字野栗道一〇二九の二、一〇三三の一、一〇四一の一、乙一〇四二の二、甘楽郡甘楽町大字秋畑字ウツキク子一三三〇の二、一三三〇の四、一三六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野栗道一〇二九の二、一〇三三の一、一〇四一の一、乙一〇四二の二、字ウツキク子一三三〇の二、一三三〇の四、一三六七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大仁田字日向ソウリ一二八六

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

(三)

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字露久保一五七三、一五七四、多野郡神流町大字船子字古宿一九五〇、一九五一、一九五二の一、一九五二の二、一九五三、一九五五、一九五六、一九六七の三、字小倉二〇一二、二〇一三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

次の森林については、主伐は、択伐による。

字露久保一五七三、一五七四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに藤岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字戸原字仏ノ内二九五、字下寺二七五三、字柴車二七六六、耶馬溪町大字柿坂字宮ノ下六四七の一、字七久保一〇〇五の一、字屋根ノ下一〇一二の一、字木屋一〇二一の一、一〇三〇、一〇三二の一、一〇三七の一、一〇三八の一、一〇三九の一、一〇四〇、一〇四三、字中ノ谷一九三七の一、耶馬溪町大字大島字所平一五六六、一五六七、一五七一、一五七二、一五七三の一、耶馬溪町大字大野字吉ケ迫二三三一、二三三六、二三三七、二三四〇、二三四一、二三四三、二三四五から二三四八まで、二三五〇から二三五四まで、二三五八、字堂ノ上三三一六、三三一八、三三一九、三三二一、三三二三、三三二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)

1　立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏ノ内二九五、字所平一五六六、一五六七、一五七一、一五七二、一五七三の一、字下寺二七五三・字吉ケ迫二三四〇・二三四六・二三五三・字堂ノ上三三二一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市宗呂字モスケ丙一三一四、丙一三一六、丙三九五六、字長山丙三九五七から丙三九六〇まで、字井ノ谷南平丙三九六一、丙三九六五の一、丙三九六五の一〇、丙三九六五の一一、字上ホリガサコ丙三八七五の四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)

1　立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字長山丙三九五七・丙三九五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）